

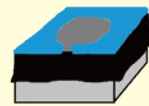
家庭でできる備え

非常用トイレを準備しましょう

災害時や断水時は排せつを我慢してしまう人がいます。トイレを満足に使えないと健康に影響を及ぼす恐れがあるため、非常用トイレを備えておくことが大切です。

非常用トイレとは

水洗トイレが使えない場合に使用する簡易トイレです。自宅に備えておくのもおすすめですが、車内にも備えておく、遠出のドライブなどでトイレがなかなか見つからないときにも役立ちます。



※使用後は二重袋にして、燃やせるごみとして処分してください。

備蓄はどれくらい必要なの？

トイレの頻度を1人1日5回を目安として、最低3日分、できれば1週間分の備蓄が望ましいとされています。

(例) 4人家族の場合

3日分…4人×5回×3日=60回分

7日分…4人×5回×7日=140回分

合わせて備えておきたいもの

- トイレットペーパー
- 懐中電灯やヘッドライト
- ウェットティッシュ
- 大きめのポリ袋
- 携帯用おしり洗浄



4月1日よりインボイスの登録番号が一部変更されます

4月1日に以下の特別会計を下水道事業会計に統合するため、特別会計のインボイス登録番号を廃止します。インボイス登録番号は検針票(ご使用水量のお知らせ)の一番下に記載されていますのでご確認ください。

名 称	インボイス登録番号 (3月31日まで)
津市下水道事業会計	T5-8000-2000-0423
津市農業集落排水事業特別会計	T3-8000-2000-0425
津市営浄化槽事業特別会計	T2-8000-2000-0426
津市共同汚水処理施設事業特別会計	T1-8000-2000-0427

名 称	インボイス登録番号 (4月1日から)
津市下水道事業会計	T5-8000-2000-0423

問い合わせ 営業課 ☎237-5805 FAX237-5819 経営企画課 ☎237-5802 FAX237-5819

家族の人数に変更があった場合は届け出を

以下に当てはまる人は、使用している人数により下水道使用料が異なります。「子どもが生まれた」「子どもが独立して引っ越しした」など、人数に変更がある場合は必ず届け出をしてください。詳しくは市ホームページをご覧ください。

- 井戸水など水道水以外を津市管理の下水処理施設に排水している人のうち
計量するメーターがある人…連絡不要
計量するメーターがない人…要連絡
- 農業集落排水処理施設を利用している人
1カ月当たり基本料金2,200円、人数割料金1人当たり330円



農業集落排水
処理施設

問い合わせ 営業課 ☎237-5805 FAX237-5819